

# 産業廃棄物処理業界における 災害廃棄物の処理支援体制

平成25年11月12日



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「てき丸君」

## 公益社団法人全国産業廃棄物連合会

設立 昭和58年（1978年）  
会員 各都道府県産業廃棄物協会（47協会）  
協会会員数 16,431社（H25.7現在）

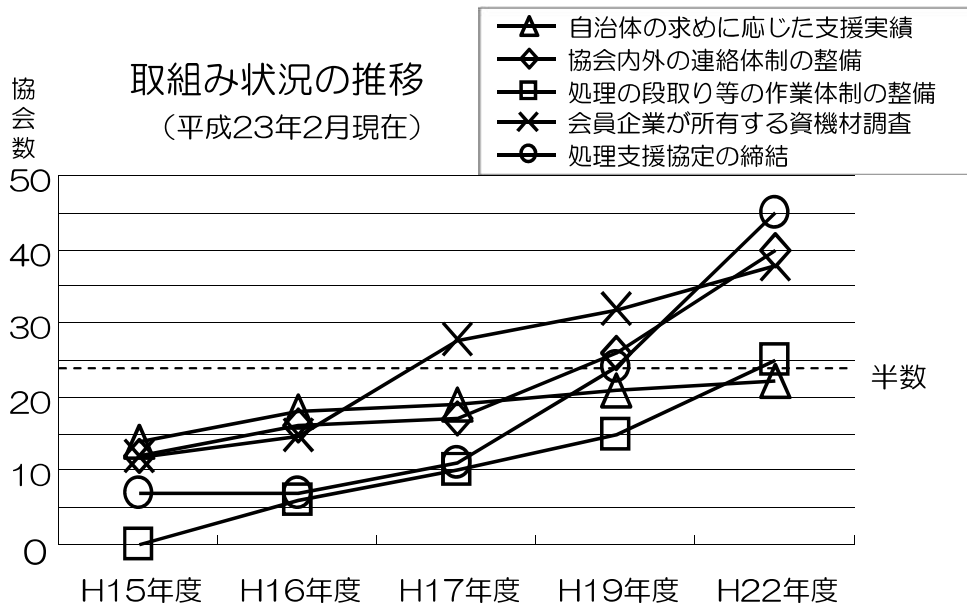
## 目次

産業廃棄物処理業界における取り組み  
処理支援実績  
事前対応  
問題点・課題

# 産業廃棄物処理業界における取り組み

3

## 取り組み状況の推移



「災害廃棄物処理体制構築状況調査(H23.2)」より  
 現在、取りまとめ中の「災害廃棄物処理体制構築状況調査(H25.9)」  
 では、全47協会が地元都道府県行政と協定を締結している。



4

# 各協会間での情報共有

－災害廃棄物担当者連絡会議の開催－

	内容
目的	情報共有、意見交換
開催頻度	①支援事例調査（H13、H17） 連絡会議の開催実績（H16、H18） ②現在、東日本大震災、H23台風12号災害、H24九州北部豪雨災害における支援事例について調査中（H25年度に連絡会議を開催予定）
出席者	各協会の災害廃棄物処理に関する責任者及び担当者
内容	①連絡体制・作業体制の構築に向けた取り組み状況 ②協力可能な内容（資機材）調査の取り組み状況 ③自治体との協議の進行状況 ④支援事例 ⑤上記の取り組みに関する課題や改善策の検討 ⑥その他情報及び検討結果等の紹介



# 処理支援実績

6

## 産廃協会における処理支援実績(例)

災害種類	災害名称
水害	長崎大水害(1982), 島原半島・長崎県北部豪雨(1993), 栃木県北部・福島豪雨(1998), 高知県集中豪雨(1998), 台風10号(1998), 東海豪雨(2000), 福岡県集中豪雨(2003), 台風10号(2003), 台風16号(2004), 新潟・福島豪雨(2004), 福井豪雨(2004), 台風23号(2004), 鹿児島県北部豪雨(2006), 台風13号(2006), 台風14号(2006), 美作市集中豪雨(2009), 下関市豪雨(2010)
地震	阪神淡路大震災(1995), 鳥取県西部地震(2000), 中越大地震(2004), 能登半島地震(2007), 中越沖地震(2007)
船舶事故	ロシア船籍「ナホトカ号」タンカー油流出事故(1997), パナマ船籍「ダイヤモンドグレース号」油流出事故(1997), 北朝鮮貨物船「チルソン号」座礁事故(2002)
噴火	有珠山噴火災害(2000)
その他	鳥インフルエンザ(2009), □蹄疫(2010)

産業廃棄物協会による災害廃棄物の処理支援実績=34災害(H23.2現在)



# 東日本大震災時の処理支援依頼

都道府県	支援依頼を受けた自治体等
青森県	階上町、おいらせ町
岩手県	岩手県（対応可能な会員企業に関する情報提供のみ）
宮城県	多賀城市、南三陸町、石巻市、山元町、東松島市、仙台市
秋田県	岩手県宮古市、岩手県野田村
福島県	南相馬市、いわき市、伊達市、本宮市、田村市、桑折町、三春町、小野町、新地町、広野町、郡山市、二本松市、川俣町、泉崎村、鏡石町、川内村、伊達地方衛生処理組合、
茨城県	県内37市町村
栃木県	那須町、那須塩原町、岩舟町、高根沢町、茂木町、壬生町、市貝町、塩谷町、那珂川町、芳賀町
千葉県	旭市

「災害廃棄物処理体制構築状況調査(H25.9)」より



# 事前対応

## 災害廃棄物の特徴

	震 災	水 害
廃棄物の発生範囲	災害の規模により、量は大きく変わる	比較的、地域は限定される広域の場合でも氾濫河川の流域に限定される
想定される主な処理対象となる廃棄物	①がれき類（損壊、焼失した建築物の解体に伴うもの） ・コンクリート殻 ・廃木材 ・屋根瓦 ・ガラス ・サッシ等金属類 ・ブロック、タイル、壁土 ②一般廃棄物（家財道具等） ・家電品 ・木製品	①一般廃棄物（浸水したもの） ・家電品 ・木製品 ・寝具類 ・衣類 ・畳 ②漂着物（河川の氾濫等により漂着したもの） ・流木 ・土砂 ・ビニルハウスのビニルやパイプ ③その他 ・タイヤ ・ボンベ類 ・死亡家畜

廃棄物の取扱いに慣れた人材やあらゆる処理施設を有している産業廃棄物処理業者が、仮置場の管理や災害廃棄物の処理において果たせる役割は大きい



# 「災害廃棄物」は、

- 範囲が明確でないため、適用される基準等が明確でない
- 「一般廃棄物」に該当し、処理責任は自治体にある
- 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の適用を受ける

## ～・～ 問題点 ～・～

一般廃棄物処理施設では適正な処理が困難な場合あり

一般廃棄物処理施設では想定されていない組成・量である  
(「災害廃棄物の特徴」参照)

各種リサイクル法を平常時と同様に順守することは困難

多様な種類が混在して同時に大量に排出されるうえ、生活環境の復旧に向け、速やかな撤去・処理が急務となる

全産廃連「災害復旧体制構築のための調査」(H13)より



# 自治体と予め協議しておくべき事項

災害廃棄物の処理・処分に際し適用する基準について

- どの基準が適用されるのか  
環境規制(水、大気、DXNs…)、施設・構造、業許可、手続き、etc.

- 臨時的かつ緊急的な法律の運用を検討し得るか

※前提条件(災害廃棄物の特徴)

一度に大量に発生する、通常の一般廃棄物としては取り扱えない品目を多く含む(「災害廃棄物の特徴」参照)、等

各種リサイクル法の適用について

- 各種リサイクル法における対象物の取扱い方法
- 環境省から通知が出ている「家電リサイクル法」について
- 大きく関わると考えられる「建設リサイクル法」の適用について、等

※前提条件(災害時の状況)

雑多な廃棄物が同時に大量に排出、生活環境の復旧が最優先、等



## 問題点・課題

13

## 問題点・課題（主に市町村の意見）

### 協力体制の確立

- ◆ 迅速な対応が求められるため、平常時から関係者間の協力体制の確立が重要
- ◆ 市町村、都道府県を越えた協力体制の構築が必要（特に最終処分）

### 仮置場の確保

- ◆ 仮置場の確保、指定が最重要課題

### 災害廃棄物の実態把握

- ◆ 災害が大きい場合、実態把握や報告に時間がかかることから、具体的な処理計画を立てることができず、作業に遅れが出た
- ◆ 作業の進捗状況の把握が困難

### 発生場所での分別

- ◆ 発生場所での分別は困難
- ◆ 混合状態でもすばやく収集し、集積所で分別するのが効率が良い
- ◆ 発生場所で可燃・不燃・家電程度に分別できれば、その後の処理の効率は良い
- ◆ 被災していない物、使用可能な物、産業廃棄物と思われる物等の混入防止





## 問題点・課題（国・都道府県への意見）

### 緊急時の規制の簡素化

- ◆ 仮施設の設置に際し、平常時と同様の設置許可が必要とされたため時間を要した。移動式破砕機や仮設テント等の仮設物の設置に関して、緊急時には平常時の手続きを簡素化する必要がある。
- ◆ 主たる構造設備に該当する設備（破砕施設のモーターや焼却施設の炉や煙突など）が被災し、それを復旧する場合に変更許可が必要とされたため時間を要した。緊急時には、主たる構造設備であってもその復旧に際しては修繕と判断するなど手続きを簡素化する必要がある。
- ◆ 廃棄物処理法15条施設に該当しない処理施設（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設など）は、法15条の2の5に基づく産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象とならないため、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となり許可取得までに時間を要した。緊急時にはこれらの処理施設においても災害廃棄物の処理を認めるべきである。



## 問題点・課題（国・都道府県への意見）

### 緊急時の規制の簡素化

- ◆ 法第15条の2の5に基づく産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物が、施行規則（第十二条の七の十六）において「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る」とされているため、特例一般廃棄物処理施設に搬入する場合でも仮置場からの分別排出が求められた。災害廃棄物は処理施設での選別の方が安全面を含めて効率的であるため、緊急時には産業廃棄物処理施設設置許可又は処分業許可を取得している施設での処理を認めるべきである。なお、その場合には、特例の対象となる一般廃棄物は他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る規定を適用除外するべきである。

